

## 電子スピサイエンス学会年会規程

第1条 電子スピサイエンス学会は、会員相互の交流、知識の交換、若手の育成および国際交流をはかることを目的に、毎年秋に電子スピサイエンス学会年会を主催する。

第2条 年会の運営は、学会が指名した年会実行委員長がおこなう。

第3条 年会実行委員長と開催場所については、前年度の社員総会で検討を行い、当該年度の社員総会において決定する。

第4条 年会実行委員長は、年会の開催にあたり一定額の準備金や、理事会が承認した援助を受けることができるが、原則として年会の運営は、登録費、懇親会費や寄付等による独立採算で行うものとする。

第5条 年会実行委員長は、年会の開催にあたり次の業務をおこなう。

- 1) 年会実行委員会を組織する。なお、委員の選出にあたっては、分野のバランスに配慮する。
- 2) 会場の確保と事務局の設置。
- 3) 会誌への会告の掲載、年会ホームページの立ち上げ、ポスターの作成、他学会への協賛依頼や開催通知などの広報活動。
- 4) 年会会期中の役員会、臨時社員総会、会員集会、若手の会の事業の会場提供や、座長昼食会の開催。
- 5) 会員より提案があったものを含め年会実行委員会が企画したシンポジウムや招待講演等、および学会賞・奨励賞授賞式と受賞講演の開催。
- 6) 優秀発表賞および優秀ポスター賞の企画・運営。
- 7) 予稿集の発行。
- 8) 企業展示および企業等からの寄付の募集。
- 9) 懇親会の開催。なお、優秀発表賞および優秀ポスター賞の発表および賞状授与をおこなう。

第6条 年会実行委員長は、年会終了後すみやかに年会経理報告を理事会へおこなうものとする。

第7条 年会実行委員長は、年会終了後すみやかに前任者より引き継いだ年会覚書に加筆修正して経理報告とあわせて次の年会実行委員長へ引き継ぐものとする。

## 附則

- 1 この規程の改定は理事会の承認を得るものとする。
- 2 本規程は2009年11月10日から実施する。

2009年11月10日 制定

2016年 2月21日 改定